受益者の皆様へ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

「日興フォルティス 中国A株ファンド(愛称:万里)」の基準価額の上昇のご報告、ならびに 購入申込の受付再開に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。 また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「日興フォルティス 中国A株ファンド(愛称:万里)」(以下「当ファンド」といいます。)の主要投資対象である「BNPパリバ フレキシーIII エクイティ チャイナ A セレクティッド」(以下「外国投資信託証券」といいます。)に計上されておりました引当金の一部が平成28年4月15日に中国当局へ納付され、4月22日に当該引当金の余剰額が外国投資信託証券に繰り戻されました。これにより、下記の通り、当ファンドの基準価額が上昇しましたのでご報告させて頂くとともに、併せて購入申込の受付再開についてご連絡いたします。

敬具

記

外国投資信託証券におきましては、平成26年11月までキャピタルゲインに対する税金の 支払いのために引当金を計上しておりましたが、このたび納税額が確定し、平成28年4月15 日に中国当局へ納付されました。その後、4月22日に当該引当金の余剰額が外国投資信託 証券に繰り戻されたため、当ファンドの4月25日付の基準価額が上昇しました。

4月22日の基準価額 : 11,356 円 4月25日の基準価額 : 16,945 円

なお、基準価額の変動には市場要因も含まれます。

また、5月6日*から当ファンドの購入申込の受付が再開されます。

以上

(*) 4月19日付のお知らせ「日興フォルティス中国A株ファンド(愛称: 万里)」が投資する外国投資信託証券のキャピタルゲイン課税等の納税に関するご報告および、購入申込の受付再開のお知らせ」では、「5月2日から当ファンドの購入の申込の受付が再開」と記されておりましたが、5月6日の誤りでした。訂正させて頂くとともに、心よりお詫び申し上げます。

■本資料は BNP パリバインベストメント・パートナーズ株式会社が 2016 年 4 月に作成したものです。投資信託及び投資法人に関する法律に基づく 運用報告書ではありません。■本資料における統計等は、当社が信頼できると思われる外部情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性や 完全性を保証するものではありません。■本資料中の情報は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。■本資料中の過去の実績 に関する数値、図表、見解や予測などを含むいかなる内容も将来の運用成績を保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、主要投資対象とする外国投資信託証券は、主に株式など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を実質投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する新興国の株式は、先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまへ帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

●主な変動要因

株価変動	リスク	一般的に株式の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等、株式市場の需給の変化により、下落することがあります。中国の株式市場は、日本や欧米その他OECD加盟国の株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。
為替変動	リスク	ファンドの主要投資対象とする外国投資信託証券では中国A株を実質的に保有することから、当該中国人民元の通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。当ファンドは、実質組入対象の外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
信用リン	スク	ファンドが実質投資している有価証券等に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券等の価値が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。
カントリー	リスク	中国の経済状況は、日本や欧米その他OECD加盟国に比較して脆弱である可能性があります。インフレ、国際収支、 外貨準備高等の悪化、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼ す影響は、相対的に大きいものになることが予想されます。将来、政治・経済・社会情勢、政府政策の変化、海外か らの投資規制など数々の規制が緊急に導入される可能性があり、その結果、株式市場が著しい悪影響を被る可能 性や運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。また、情報の開示などの基準が先進諸国とは異なること から、投資判断に際して正確な情報を充分に確保できない場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

◆換金に適用される基準価額に関わる留意点

当ファンドの換金は、毎月1日から換金申込締切日(原則毎月10日とし、販売会社の休業日、ルクセンブルクの銀行休業日、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日の場合は翌営業日とします。)までのお申込受付に基づき、月1回の特定日(原則換金申込締切日の翌営業日)の翌営業日の基準価額で換金金額が決定されます。換金のお申込日から特定日の翌営業日まで一定の期間を要するため、お申込日の基準価額と換金に適用される基準価額が大きく異なる場合があります。換金のお申込受付期間を過ぎた換金のお申込みの取消しは、原則としてできません。

ご購入の際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

◆収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■本資料はBNPパリバインベストメント・パートナーズ株式会社が2016年4月に作成したものです。投資信託及び投資法人に関する法律に基づく運用報告書ではありません。■本資料における統計等は、当社が信頼できると思われる外部情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。■本資料中の情報は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。■本資料中の過去の実績に関する数値、図表、見解や予測などを含むいかなる内容も将来の運用成績を保証するものではありません。

追加的記載事項

「日興フォルティス 中国 A 株ファンド」に関する留意点

- ◆ 中国では 2015 年 12 月末現在、内外資本取引の自由化を実施しておりません。日興フォルティス 中国 A 株ファンドでは主要投資対象である「BNP パリバ フレキシー皿 エクイティ チャイナ A セレクティッド」の管理事務代行会社である「BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S. A. (BNP パリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エイ)」が同社の利害関係人等(当該管理事務代行会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該管理事務代行会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。)であり、適格国外機関投資家(QFII)として中国証券監督管理委員会(CSRC)より認可を受けた BNP Paribas Investment Partners Asia Limited (BNP パリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド)に認められている投資限度額を利用し、中国 A 株に投資を行います。
- ◆ 中国証券制度上の制約等から、当ファンドの主要投資対象である「BNPパリバ フレキシーⅢ エクイティ チャイナ A セレクティッド」(以下「当該外国投資信託証券」といいます。)に対する換金に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合等には、委託会社の判断で、ファンドの換金のお申込みの受付を中止すること及び既に受付けた換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、当該外国投資信託証券の外国投資法人の取締役会は、当該外国投資信託証券の買付けのお申込みを拒絶する権利を有します。さらに、当該外国投資法人の取締役会は、一定の事由により、当該外国投資信託証券の発行(設定)及び払戻し(解約)を一時的に中断する権限及び、純資産価格の計算を一時的に中断する権利を有します。当該外国投資法人がこれらの権利を行使する場合には、委託会社の判断でファンドの購入、換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既に受付けた購入、換金のお申込みの各受付を取消す場合があります。
- ◆ ファンドは、取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを 得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデター や重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、当ファンドが実質的に一部投資を行う中国 A 株が規制 を受けている OFII 制度上の回金制約等)等により、委託会社の判断でファンドの購入、換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既 に受付けた購入、換金のお申込みを取消す場合があります。

中国A株のリスク及び留意事項について

<税制リスク>

◆ 当ファンドが主要投資対象とする当該外国投資信託証券への投資に際しては、中国政府による非居住者に適用される税制政策に起因するリスクを伴います。中国国内において恒久的施設を有さない適格国外機関投資家(QFII) により得られたキャピタルゲインに対する課税は現在実施されておらず、新規に引当は行っておりません。尚、関連する税制リスクについては継続的に調査し、今後必要となる引当等については適宜実施されることになります。

当該外国投資信託証券においては、中国政府による税制等の変更による遡及的効果を伴ったキャピタルゲインに対する課税の可能性を考慮し、2014年11月までに保有する有価証券を譲渡することにより得られたキャピタルゲインの10%を税金相当額として引き当てております。株式配当金、利息収入及びその他の収入に関しては、現行の適用税率に基づき源泉徴収が実施されており、当該外国投資信託証券の資産価格の算出に際しての引当は行っておりません。

<関係法令に係るリスク>

- ◆ 中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。
- ◆ 証券市場を取り巻く制度及び制約
 - ・中国の証券市場及び証券投資に関する枠組み(決済システムなど市場インフラを含みます。)には、様々な制限及び制約があります。 これらの制限及び制約は、大部分が中国証券監督管理委員会(CSRC)及び国家外貨管理局(SAFE)の裁量によって行われます。
 - ・中国の証券市場に対して種々の規制の緊急導入や、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられた場合には、投資対象市場が 著しい悪影響を被る可能性があります。

<回金遅延リスク>

- ◆ 国家外貨管理局 (SAFE) の裁量による、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等により、海外からの投資規制や海外への送金 規制など、円と中国人民元との交換が停止となる場合があり、予定している信託財産の回金が行えない可能性があります。すなわち、有価 証券の売却や売却代金の回金の遅延等に伴い、ファンドにおいて、換金代金等の支払いが遅延することがあります。
- QFII (適格国外機関投資家): Qualified Foreign Institutional Investors

QFII 制度は、一定の条件を満たし、CSRC (China Securities Regulatory Commission:中国証券監督管理委員会)の許可を受けた海外の金融機関について、従来は認められていなかった中国証券市場への投資を認める制度で、2002 年 12 月に施行されました。

- CSRC(中国証券監督管理委員会): China Securities Regulatory Commission
- SAFE (国家外貨管理局) : State Administration of Foreign Exchange

上記は中国A株が持つ全てのリスク要因を網羅したものではなく、これら以外のリスクも存在します。

■本資料はBNPパリバインベストメント・パートナーズ株式会社が2016年4月に作成したものです。投資信託及び投資法人に関する法律に基づく運用報告書ではありません。■本資料における統計等は、当社が信頼できると思われる外部情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。■本資料中の情報は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。■本資料中の過去の実績に関する数値、図表、見解や予測などを含むいかなる内容も将来の運用成績を保証するものではありません。

【お申込みメモ】

品 分 追加型投信/海外

位 最低単位を1口単位または1円単位として販売会社が定める単位

※詳細は販売会社にお問い合わせください。

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

代 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 入

1口単位または販売会社が定める単位

特定日(原則換金申込締切日の翌営業日)の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額 金

代 特定日から起算して7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により一定の金額を超える大口の換金は制限を設ける場合があります。

切時間 購入申込: 午後3時までに販売会社の事務手続きが完了したものを当日の請求とします。

換金申込: 午後5時までに販売会社の事務手続きが完了したものを当日の請求とします。

※販売会社によっては締切時間が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください

ルクセンブルクの銀行休業日、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日(以下「海外市場休業日」といいます。)の場合には翌

可日 不 営業日に購入、換金のお申込みを取扱います。詳細は販売会社にお問い合わせください。

金申込。受付 毎月1日から換金申込締切日(原則毎月10日とし、海外市場休業日の場合は翌営業日とします。)までに換金のお申込みをすることができ ます。換金のお申込みの受付は、毎月1回換金申込締切日の翌営業日(海外市場休業日の場合はその翌営業日とします。)に行われます。

尚、中国当局の規制等により換金のお申込みを受付できないことがあります。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により一定の金額を超える大口の換金は制限を設ける場合があります。

購入•換金申込受付 の中止及び取消し 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある時は、委託会社は購入、換金のお申込みの受付を中止 すること、及び既に受付けた購入、換金のお申込みを取消す場合があります。

託 2009年6月19日から2019年5月30日まで

受益権の残存口数が当初設定口数の10分の1または30億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償 還となる場合があります。

毎年6月10日(休業日の場合は翌営業日) 決 В

益 分配方針に基づき、年1回の決算時に分配を行います。(再投資可能) 収 分

課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)及びジュニアNISA(未成年者 少額投資非課税制度)の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

【手数料等の概要】

< 投資者が直接的に負担する費用>

■ 購入時手数料 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.78%(税抜3.5%)を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額

■信託財産留保額 特定日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

■運用管理費用 信託報酬率 純資産総額に対して年率0.9504%(税抜0.8800%)

投資対象ファンド 「BNPパリバフレキシーⅢ エクイティ チャイナ A セレクティッド」: 最大年率1.5450%(税抜)(運用報酬及び管理費用 (信託報酬)

等を含む)

「BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」: 年率0.216%(税抜0.20%)以内

実質的な負担

※その他の費用・手数料として、組入有価証券等の売買委託手数料、ファンドに関する租税、監査の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。

■その他の費用・

監査法人等に支払う、ファンドの財務諸表の監査に要する費用、運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用等、これらの費用に掛かる 消費税相当額等

ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料、ファンドの換金に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った 場合の当該借入金の利息、信託事務の諸費用、ファンドにかかる租税 等

※その他の費用・手数料は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※当ファンドの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ご購入の際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【委託会社、その他関係法人】

■委託会社 BNPパリバインベストメント・パートナーズ株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第378号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の作成等を行います。

■受託会社 野村信託銀行株式会社

信託財産の保管管理等を行います ■販売会社

加入協会 一般社団法人金融 年後間法人金融 在金融商品取引業 金融商品取引業者等の名称 - 般社団法人日本 登録番号 日本証券業協会 先物取引業協会 協会 SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は販売会社にて行います。

●**投資信託の商品性に関する注意事項** 投資信託は、その商品性から次の特徴をご理解のうえお申込みくださいますようお願い申し上げます。 投資信託は預金では ありません。投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。投資 信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります)。投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が 負うことになります。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

■本資料は BNP パリバ インベストメント・パートナーズ株式会社が 2016 年 4 月に作成したものです。 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく運用報告書ではあ りません。■本資料における統計等は、当社が信頼できると思われる外部情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。

■本資料中の情報は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。■本資料中の過去の実績に関する数値、図表、見解や予測などを含むいかなる内容も 将来の運用成績を保証するものではありません。

「日興フォルティス 中国A株ファンド(愛称:万里)」に係るご説明書

SMBC日興証券株式会社

説明事項	SMBC日興証券株式会社 説明内容
	W 1 1 1 1 H
1. ファンドの形態	追加型投信/海外/株式
ファンドの名称	日興フォルティス 中国A株ファンド(愛称:万里) (3954)
運用会社名/管理会社名	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
内国投信・外国投信の別	内国投資信託証券
2. ファンドの状況	
(1)ファンドの性格 目的及び基本的性格	持続的かつ著しい成長により世界経済を牽引する役割を担う中国経済の発展に関連して、今後の成長が期待できる中国企業の株式を実質的な投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。中国のQFII(適格国外機関投資家)制度を活用し、中国国外の投資家等に提供される中国企業の人民元建て株式に投資を行い、中長期における信託財産の成長を目指します。組入対象ファンドである外国投資信託証券の運用は、ハイフートン・インベストメント・マネジメントの助言を受けて、BNPパリバ インベストメント・パートナーズが行います。
(2)投資方針	
(2/100/100)	当ファンドは、主に中国の人民元建て株式(中国A株)などを投資対象とする外国投資信託証券
●投資の基本方針	「BNP PARIBAS FLEXI III Equity China A Selected」に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
	主として、ルクセンブルク籍外国投資信託証券「BNP パリバ フレキシーⅢ エクイティ チャイナ
●主な投資対象	A セレクティッド」及び「BNP パリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」に投資を行
	います。
●分配方針	毎年 6 月 10 日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。収益分配金額は、委託会社が運用実績、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ※将来の分配金の支払いおよび、その金額について示唆、保証するものではありません。
(3)投資リスク	当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、主要投資対象とする外国投資信託証券は、主に株式など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を実質投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する新興国の株式は、先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆さまの元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。主なリスクは以下の通りです。 【株価変動リスク】 【為替変動リスク】 【信用リスク】 【信用リスク】 【カントリーリスク】 またその他の留意事項として、【換金に適用される基準価額に関わる留意点】がございます。※投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」の内容もあわせてご確認ください。
(4)ファンドに係る費用	
●お申込時に直接ご負担い ただく費用	①お申込手数料 お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 お申込手数料率はお申込金額に応じて、以下のようになります。 お申込金額 手数料率 1億円未満 3.78%(税抜3.5%) 1億円以上5億円未満 2.16%(税抜2.0%) 5億円以上10億円未満 1.08%(税抜1.0%) 10 億円以上 0.81%(税抜 0.75%) ※別に定める場合はこの限りではありません。
●ご換金時に直接ご負担い ただく費用	②ご換金手数料

「日興フォルティス 中国A株ファンド(愛称:万里)」に係るご説明書

SMBC日興証券株式会社

●投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用 の他費用として、信託事務の諸費用等をファンドよりご負担いただきます。その他費用として、信託事務の諸費用等をファンドよりご負担いただきます。その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。※投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の内容もあわせてご確認ください。 「ち)税金 ●カファンドに係る費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。※投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の内容もあわせてご確認ください。 (5)税金 ・換金(買取または解約。以下同じ。)および償還により生じた利益については、上場株式等の譲渡所得等として、源泉徴収が行われる場合は税率20.315%(所得税15.315%、地方税5%となります(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、地方税5%)の税率となります。)を定申告を行う場合、申告分離課税の対象となりますが、復興特別所得税は所得税額にとなります。 ・刺中分配金のうちの普通分配金については、上場株式等の配当所得として、税率20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告を行い、申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能を表する。		SMBC日興証券休式会社
●ファントに係る質用の合計	●投資信託の保有期間中に 間接的にご負担いただく 費用	純資産総額に対して年率0.9504%(税抜0.88%)を乗じて得た額とします。 上記信託報酬に当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に係る管理運用報酬を加えた 概算値は年率2.4954%程度(税込)です。 ⑤その他費用 その他費用として、信託事務の諸費用等をファンドよりご負担いただきます。その他費用につい ては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
 ◆換金(買取または解約。以下同じ。)および償還により生じた利益については、上場株式等の譲渡所得等として、源泉徴収が行われる場合は税率20.315%(所得税15.315%、地方税5%となります(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、地方税5%)の税率となります。) 確定申告を行う場合、申告分離課税の対象となりますが、復興特別所得税は所得税額(2.1%を乗じた額となります。 ◆期中分配金のうちの普通分配金については、上場株式等の配当所得として、税率20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確認申告を行い、申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能を必要がある。 	●ファンドに係る費用の合	·
譲渡所得等として、源泉徴収が行われる場合は税率20.315%(所得税15.315%、地方税5%となります(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、地方税5%)の税率となります。) 確定申告を行う場合、申告分離課税の対象となりますが、復興特別所得税は所得税額12.1%を乗じた額となります。 ◆期中分配金のうちの普通分配金については、上場株式等の配当所得として、税率20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確認申告を行い、申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損失との損益通算が適	(5)税金	
た、総合課税を選択することもできます。	●個人(居住者)の受益者	◆期中分配金のうちの普通分配金については、上場株式等の配当所得として、税率 20.315% (所得税 15.315%、地方税 5%)の源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告を行い、申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能です。(平成 50 年 1 月 1 日以後は 20%(所得税 15%、地方税 5%)の税率となります。)ま
(所得税のみ)の源泉徴収が行われますが、法人税等の申告が必要です。(平成 50 年 1 月日以後は 15%の税率となります。) ◆買取請求により換金した場合、源泉徴収は行われませんが、法人税等の申告が必要です。 ◆期中分配金のうちの普通分配金については、税率 15.315%(所得税のみ)の源泉徴収が行われますが、法人税等の申告が必要です。(平成 50 年 1 月 1 日以後は 15%の税率となります。)	●法人の受益者の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	◆買取請求により換金した場合、源泉徴収は行われませんが、法人税等の申告が必要です。 ◆期中分配金のうちの普通分配金については、税率 15.315%(所得税のみ)の源泉徴収が行われますが、法人税等の申告が必要です。(平成 50 年 1 月 1 日以後は 15%の税率となります。)
切日(原則毎月10日とし、販売会社の休業日、海外市場休業日の場合は翌営業日とします。) までに換金のお申込みを受付けた分に対して、換金申込締切日の翌営業日を当該月の特定日 (販売会社の休業日、海外市場休業日の場合は翌営業日とします。)として行われます。尚、中	(6)クローズド期間	までに換金のお申込みを受付けた分に対して、換金申込締切日の翌営業日を当該月の特定日 (販売会社の休業日、海外市場休業日の場合は翌営業日とします。)として行われます。尚、中 国当局の規制等により換金のお申込みを受付できないことがあります。買取による換金につき
(7) 切取 	(7)取扱いコース	原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱い店にお申し出ください。分配金受取りは、販
商号: SMBC日興証券株式会社 3. 会社の概要	3. 会社の概要 	登録番号:金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

※投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。当ファンドをお申込の際には、当社より投資信託説明書(交付目論見書)をお渡し致しますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。 ※課税上の取扱いの詳細は税理士・税務署等にご確認ください。また、お取引の状況につきましては取引店までお問い合わせください。税法が改正された場合などには、課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(平成 27 年 9 月)